

## 令和5年度 国民年金の保険料

口座振替・クレジットカード納付方法は

- ①2年度分の前納(4月～翌々年3月分)
- ②1年度分の前納(4月～翌年3月分)
- ③6か月分の前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)
- ④毎月(早割・口座振替のみ)  
※納付期限よりも1ヶ月早く振替
- ⑤毎月(割引なし)

以上の5種類から選べます。

国民年金保険料は  
前納がおトク  
口座振替で2年前納が  
おすすめです。



令和5年度 国民年金保険料 納付額比較 (令和5年4月時点)

令和5年度	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	16,520円	—	99,120円	—	198,240円	—	402,000円	—
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,470円	50円	98,820円	300円	197,640円	600円	—	—
6か月前納(現金納付)	—	—	98,310円	810円	196,620円	1,620円	—	—
6か月前納(口座振替)	—	—	97,990円	1,130円	195,980円	2,260円	—	—
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	194,720円	3,520円	—	—
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	194,090円	4,150円	—	—
2年前納(現金納付)	—	—	—	—	—	—	387,170円	14,830円
2年前納(口座振替)	—	—	—	—	—	—	385,900円	16,100円

現金で2年分  
を毎月納付

令和5年度分 保険料 16,520円 × 12ヶ月 = 198,240円

令和6年度分 保険料 16,980円 × 12ヶ月 = 203,760円

国民年金保険料  
(割引なしの額)

令和5年4月から…月額16,520円

令和6年4月から…月額16,980円

合計  
402,000円

口座振替2年前納

ならここから、

**16,100円割引!**

現金・クレジットカードの

2年前納ならここから、

**14,830円割引!**

お問い合わせ先 大和高田年金事務所…TEL0745(22)3531

町民税務課 年金担当 NTT…TEL(32)3081(代) IP直通…TEL(39)9063

## 令和5年度 町税の納付および納期限

月\科目	固定資産税	軽自動車税	町県民税
5月	1期(5月31日)	全期(5月31日)	
6月			1期(6月30日)
7月	2期(7月31日)		
8月			
9月			2期(10月2日)
10月	3期(10月31日)		
11月			3期(11月30日)

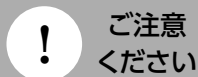
納付が可能な金融機関

- ・南都銀行 ・奈良県農業協同組合
- ・近畿2府4県内のゆうちょ銀行または郵便局

●通知書は、固定資産税・軽自動車税は、5月10日、町県民税は6月9日にそれぞれ郵送します。

●納期限までに納付、口座振替の方は預金口座の確認をお願いします。期限までに納付がない場合は、延滞金(利息)や督促手数料が発生しますのでご注意ください。

●全国各地のコンビニエンスストア、金融機関、スマートフォンアプリ、二次元コードの読み取りで納付してください。(今月号P2~4参照)



ご注意ください

▶銀行やコンビニエンスストア等での納付に際して、誤って「全期」と「1、2、3期」の両方を一括して納付されるケースが増えています。お間違えのないようにお願いします。

▶納付書は、コンビニ各社との取り決めにより、ホッチキスで止めることは出来なくなりました。

▶納付書(固定資産税、町県民税)は、1年分を一括して納付する「全期」と3回に分けて納付する「1期」「2期」「3期」の4枚で構成されています。

### 納税相談窓口のご案内

月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)の午前8時30分～午後5時15分まで、役場 町民税務課で町税に関する納税相談をお受けしています。  
相談は電話でもお受けします(ご相談内容によっては来庁をお願いする場合があります)。

**場 所** 町民税務課(役場1階)

**取扱い税目** 町県民税・固定資産税  
軽自動車税・国民健康保険税

\*相談にお越しの際は、印鑑・納税通知書をお持ちください。

納期限までに納めることができない場合には、そのまましておかないで早めにご相談ください。

お問い合わせ先

町民税務課(税務担当) NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9062

### 奈良県からのお知らせ 自動車税の納期限は5月31日です

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。必ず納期限(5月31日)までに納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算されます。金融機関等の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、地方税お支払サイトを利用したクレジットカード、スマート

フォンアプリでも納付できます。詳細につきましては、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。運輸支局での住所変更手続きが遅れている等の理由により、自動車税納税通知書が届いていない場合は、奈良県自動車税事務所(自動車税第一課 Tel0743-51-0081)へご連絡ください。

※住所変更された方や県外ナンバーの自動車をお持ちの方は運輸支局で速やかに変更登録の手続きをしてください。

## 狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

犬の所有者は、狂犬病予防法により年1回の狂犬病予防注射が義務となっています。  
令和5年度「集合狂犬病予防注射」を実施します。最寄りの会場で接種してください。

実施日程：5月10日(水)

時 間	実 施 場 所
9:30～10:00	龍 門 総 合 会 館
10:15～10:45	中竜門地域振興センター
11:00～11:30	国栖の里総合センター
13:00～13:30	宮滝河川交流センター

実施日程：5月11日(木)

時 間	実 施 場 所
9:30～ 9:50	聚 法 殿
10:00～10:30	吉野山下千本観光駐車場
10:45～11:30	丹 治 公 民 館
13:00～14:00	吉 野 町 役 場 前

### 料 金

1頭につき3,400円

※おつりの要らないように、ご用意ください。  
(狂犬病予防注射料金2,850円+注射済表交付料金550円)

※新たに犬を飼った場合や、登録手続きを行っていない場合は、上記料金の他に登録手数料として3,000円が必要です。

### 注 意 事 項

- ◆生後90日未満の犬は接種できません。
- ◆郵送されたハガキを持参してください。  
(※令和4年1月20日現在台帳登録者に送付)
- ◆糞は飼い主が持ち帰ってください。
- ◆犬の首輪は抜けないようにし、手綱は短く持ってください。
- ◆犬の健康状態によっては、接種をお断りすることもあります。あらかじめご了承ください。

### こんな時は届け出が必要です

- ◆犬を飼い始めたとき
- ◆犬が死亡したとき
- ◆登録内容に変更があったとき
- ◆飼い主の住所が変わったとき  
(町外に転出の場合は、転出先の市町村に届けてください。)
- ◆犬の所在地が変わったとき
- ◆鑑札を失くしたとき

法律の定めにより、犬の飼い主は、生後90日経過した日から30日以内に登録の申請をしなければなりません。犬の登録などの届け出は環境対策室で受け付けています。

### 犬・猫の飼い主のみなさんへ



近隣に迷惑がかからないように、ムダ吠えやトイレのしつけをしましょう。  
家族の一員として、最後まで責任を持って大切に飼いましょう。  
散歩中に飼い犬が糞をしたら、地域の方に迷惑となります。必ず持ち帰り、適正に処理しましょう。

岡暮らし環境整備課環境対策室 TEL(32)9024

みんなと一緒に  
食べるとおいしいよ



## 令和5年度も給食費の免除を継続

吉野さくら学園の全ての児童・生徒を対象に、4月から来年3月までの給食費の免除を継続します。町では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰による対応として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年10月から給食費の免除を実施してきました。今年度も免除を継続することで、保護者の経済的な負担軽減をはかり、町が重点的に進めている子育て支援を積極的に行います。